

～制度調査部情報～

2008年3月21日 全4頁

どうなる税制改正？

—証券税制、日切れ項目の行方—

制度調査部
吉井 一洋

民間国外債は一時発行回避の可能性も

【要約】

- 国会の改正税法案の審議の行方に注目が集まっている。
- 税制改正に関しては、政府・与党が所得税法等の改正法案と地方税法の改正法案を国会に提出し、2月29日に衆議院で採決し、現在、参議院での審議を待っている。
- 一方、民主党は、同じく2月29日に改正税法案を①道路特定財源制度改革法案、②所得税法等の一部を改正する法律案、③租税特別措置法の一部を改正する法律案に分けて、参議院に提出している。②には証券税制改正案が盛り込まれているがその内容は民主党の大綱と異なり、政府・与党案と同じ内容である。公益法人関係税制も政府・与党案と同じ内容が盛り込まれている。（いずれも国税部分のみ）。2008年3月31日に期限が来る日切れ項目のうち、民間国外債の適用期限延長は②、外国金融機関の債券現先取引の非課税措置、オフショア勘定非課税措置等は③に盛り込まれている。
- 仮に上記③の部分のみが改正税法として3月31日までに成立した場合、証券税制の改正審議の決着は先送りになるほか、4月1日以後、民間国外債の発行が回避される可能性がある。
- ちなみに、民主党は①の部分を除き、地方税の改正法案を参議院に提出しておらず、こちらについても、今後の対応が注目される。

1.現状

- ◎日銀総裁が承認されなかったことと共に、2008年度の改正税法の審議の行方に注目が集まっている。2008年度税制改正に関しては、政府・与党は既に「所得税法等の一部を改正する法律案」と「地方税法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、2月29日に衆議院で採決を行い、現在は参議院での審議を待っている。一方で、民主党は2月29日の衆議院の採決について、審議が尽くされないままの強行採決として反発を強め、年度内に決着をするという衆参両院議長の斡旋案を与党が破ったとして審議に応じない姿勢を示している。
- ◎その一方で、民主党は、同じく2月29日の午後に、直嶋正行政策調査会会長外7名が2008年度税制改正法案を下記の①～③に分けて参議院に提出した。①は道路特定財源に関する項目、③は2008年3月31日までに改正法が成立しなければ、国民生活の安定を即座に脅かす事項や事後的に遡及適用することが困難な事項、それ以外の項目は②に盛り込まれている。
 - ①道路特定財源制度改革法案（「揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案」）
 - ②所得税法等の一部を改正する法律案
 - ③租税特別措置法の一部を改正する法律案

◎②、③の部分の内容は政府・与党案の「所得税法等の一部を改正する法律案」と同じ内容であると思われる。

◎2月29日の会見で、直嶋正行政策調査会会長からは、③の項目については、速やかに審議・議決を行う一方で、その他の税制改正は十分な審議を行うことを可能とするため、②に盛り込んだ旨の説明がなされた。

◎なお、民主党は道路特定財源に関する①の部分以外については、地方税の改正法案を参議院に提出していない。

2. 民主党の改正法案の概要

◎民主党の改正法案のうち①は、道路特定財源の暫定税率の廃止（揮発油税、地方道路税、軽油引取税、自動車取得税は3月31日、自動車重量税は4月30日で暫定税率の期限到来）、道路特定財源の一般財源化、国直轄事業（道路、河川、港湾）の地方負担金廃止などが盛り込まれている。

◎②には、2008年度の基本的な税制改正項目が盛り込まれている。証券税制改正、公益法人関係税制の見直し、研究開発税制・情報基盤強化税制・中小企業関係税制、土地・住宅税制の改正などはこちらに盛り込まれている。民主党は証券税制に関して、2007年12月26日に公表した税制改革大綱では、上場株式等の配当については10%税率を存続し、譲渡益については撤廃することとしていた。しかし、②では政府・与党の証券税制改正案をそのまま受け入れている。公益法人関係税制も与党・政府案をそのまま受け入れている。もっとも、民主党は地方税法の改正法案は提出していないので、証券税制などの地方税の部分がどうなるかは、現時点では、不明である。

◎③は、2008年3月31日に期限を迎えるため、同日までに成立しなければ、国民生活の安定を即座に脅かす事項や事後的に遡及適用することが困難な事項として、下記の項目が盛り込まれている。しかし、同じく2008年3月31日に期限を迎える民間国外債の非居住者・外国法人への利子非課税措置は③ではなく、②に盛り込まれている。

- i. 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の非課税措置
- ii. 特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）に経理された預金等の利子の非課税措置
- iii. 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減、特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の軽減など、登録免許税の軽減措置
- iv. 入国者が輸入するウィスキー等に係る酒税の税率の特例
- v. 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例
- vi. 特定の用途に供される揮発油税に係わる揮発油税及び地方道路税の免税
- vii. 特定の輸入石油製品などに係る石油石炭税の特例

◎ちなみに、民間国外債に関しては、政府・与党の当初案も民主党案も下記の内容となっている。

■民間国外債等の非居住者・外国法人の受取利子の非課税の対象の範囲に、一定の外国法人が発行する債券の利子を加える。

■その上で、適用期限を2008年3月31日から2年間延長する。

◎住宅取得等資金の相続時精算課税の特例の適用期限（2007年12月31日）の2年間延長も②に盛り込まれている。

3. 議論の行方

◎福田首相は、政府・与党の改正法案のうち道路特定財源に関して見直しを指示し、3月19日には「全額一般財源化も視野に入れて検討する」と表明した旨が報じられている。2008年秋以降に行う税制抜本改革の議論の中で、道路特定財源の全額一般財源化も視野に入れて議論し、暫定税率の見直しについても「抜本改革の中で考えていい」と語ったと報じられている。

◎与党内では揮発油税の暫定税率を2009年度以降に一般財源化する、将来は暫定税率部分以外にも一般財源化の枠を広げる他自動車重量税などの税率引下げも検討する、10年間の暫定税率の期間を短縮する、10年間で総額59兆円を投じる道路整備中期計画の期間短縮や内容の見直しを行うといった内容を検討しているとの報道もある。

◎もし、民主党と合意に至れば、参議院で法案を修正し、衆議院で再議決し3月31日までに改正税法を成立させることは可能であろう。しかし、民主党の小沢代表は、暫定税率の廃止を求めており、与党と民主党が合意に達しない可能性はある。

◎与党と民主党が合意に達しない場合、今後の展開として例えば、次のような展開が考えられる。

(1)参議院では民主党案が採決され、民主党案が衆議院にまわされる。

仮にこの段階で、政府・与党の当初案が否決されたと解釈※1すれば、その後すぐに衆議院に回し3分の2以上の多数で可決することで、当初の政府・与党案を改正法として成立させることもできる。しかし、このような解釈※1が可能かどうかは現段階では明らかではない。※2

※1 憲法第59条第2項「衆議院で可決し、参議員でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる」の解釈による。

※2 民主党は道路特定財源に関する部分以外の地方税法の改正法案は提出していないため、政府・与党の地方税法の改正法案を否決されたとみなすことはできない可能性がある。その場合は、政府・与党は政府・与党の地方税法改正法案の参議院でのみなし否決後、衆議院で3分の2以上の多数で可決することになる。もっとも、民主党案の道路特定財源部分が採決された場合に、政府・与党の地方税法改正案の該当箇所が否決されたとみなし、これをもって、政府・与党の地方税法改正案が参議院で否決されたとみなすことも考えられる。

◎政府・与党の当初案が否決されたと解釈できない場合は、以下のような展開が考えられる。

(2)衆議院で、民主党案のうち①以外の部分については与党も賛成にまわって採決し、改正法として成立させる。

(3)同時に、与党は、(2)で改正法として成立した部分以外の部分を再度改正税法案(以下「政府・与党の修正案」)として衆議院に提出・採決し参議院に回す。※3

※3 国会法59条により、一の議院で議決後は、内閣は議案を撤回できないとされているため、政府・与党の当初案はそのままにして、この場合は、修正案を新たに衆議院で採決し参議院に回すことになる。国会法第56条の4では、他の議院から送付・提出された議案と同一の議案を審議できないこととされているが、修正案は内容的には、当初案から③(あるいは②及び③)を抜いたものなので内容的には全く同じではないと思われる。仮にこれを同じ議案として取り扱うのであれば、民主党案も政府・与党の当初案と同じ議案とし、民主党案が参議院で採決された時点で、政府・与党の当初案は否決されたとみなさざるを得ないのではないかと考えられる。

(4)その後、60日間を経過した時点で参議院で政府・与党の修正案は否決されたものとみなし、衆議院で改めて(3)の与党案を3分の2以上の多数で可決し、成立させる。

◎(2)の段階では、与党が民主党案の①～③のどの部分に合意するかが問題となる。①の部分は合意には至らないと思われる。②の法案についても、民主党の法案に賛同することに衆議院の与党議員が反発する等により、採決に至らないことも考えられる。その場合、政府・与党も民主党も同じ内容の法案を出しているにもかかわらず、新しい証券税制、公益法人関係税制その他の改正の施行

は(4)の成立後に先送りされることになる。

さらに、2008年4月1日から(4)による改正税法成立後までの間に発行した民間国外債については、非居住者や外国法人の受取利子に対して課税されることになる。もっとも、(3)の政府・与党の修正案で遡及して適用することも可能である。しかし、その場合でも、法律が成立する前の不安定な状況での債券発行を、民間企業は回避するのではないかと思われる。

③までも合意に至らない場合は、外国金融機関等の債券現先取引や特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)に経理された預金等の利子に対して、一旦源泉徴収が行われることになる。最低でもこの部分は合意に達することが望まれるが、③の改正法すらも成立しないこともないとはいえない。

◎逆に与党議員の反発もなく、上記の展開のとおりになった場合、民主党はコアの主張である①の部分を通すことができず、結局、当初の政府・与党案と同じ内容の改正税法が、一部遅れて成立するだけという結果になってしまう。

◎また、仮に上記(3)の段階で、政府・与党の当初案が否決されないうちは、修正案を衆議院で採決し参議院に回すことができないということであれば、当初案がみなし否決される4月末を待ってから、政府・与党の修正案を衆議院で採決して参議院にまわすことも考えられる。しかし、修正案がみなし否決となるためには、4月末から60日を経過せねばならず、通常国会の会期が終わってしまう(もっともその場合も会期を延長して審議ということもありうるが)。

◎いずれにしろ、上述したような結果になる前に、民主党が①の部分について与党からできる限り譲歩を引き出した上で与野党が合意し、3月31日までの改正税率成立を目指すことが適切な対応ではないかと思われる。

◎ちなみに、民主党は道路特定財源に関する①の部分以外については、地方税法の改正法案を参議院に提出していない。民主党案の改正法案の③は、地方税は関係ない項目だが、②の部分については証券税制のように国税と地方税とがセットで規定されている項目が多数ある。地方税改正法案が提出されなければ、国税だけ改正されることになる。地方税の改正も必要であり、今後、民主党がどのタイミングで地方税の改正法案を提出するかも注目される。